四四原第六六七〇号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所三号炉
四六原第九八一三号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所四号炉
四六原第五八六六号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた五号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所五号炉
四七原第一〇九一八号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた六号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所六号炉
四九原第三九八九号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	福島第二原子力発電所一号炉
五三安（原規）第一九九号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所二号炉
五四資庁第一〇一号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所三号炉
五四資庁第一〇一号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所四号炉
五二安（原規）第二五〇号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	柏崎刈羽原子力発電所一号炉
五六資庁第六七七号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所二号炉
六〇資庁第五三〇号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所三号炉
六〇資庁第五三三号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所四号炉
五六資庁第六七五四号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた五号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所五号炉
六三資庁第六六四四号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた六号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所六号炉
六三資庁第六六四四号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた七号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所七号炉
四六原第七二五八号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	浜岡原子力発電所一号炉
四八原第五五八〇号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所二号炉
五四資庁第一〇一号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所三号炉
六一資庁第一五六八八号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所四号炉
平成〇九・〇四・一五資第六号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた五号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所五号炉

六二資庁第八〇五号により、法第二十三条第一項に規定する一号炉設置許可を受けた使用済燃料貯蔵設備	志賀原子力発電所一号炉
平成〇九・〇五・二〇資第一号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所二号炉
四一原第四五九二号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	美浜発電所一号炉
四三原第二〇四三号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所二号炉
四七原第二七二五号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所三号炉
四四原第六一四三号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	高浜発電所一号炉
四五原第七〇二四号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所二号炉
四七原第六七三三号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた使用済燃料貯蔵設備	大飯発電所一号炉 同　発電所二号炉
六〇資庁第一九八九号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所三号炉
六〇資庁第一九八九号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所四号炉
四四原第五五四〇号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	島根原子力発電所一号炉
五六資庁第一〇九五三号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所二号炉
四七原第一〇九二一号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	伊方発電所一号炉
五二安（原規）第一〇〇号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所二号炉
五九資庁第七五七七号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所三号炉
四五原第七六六一号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	玄海原子力発電所一号炉
五〇原第一〇三五八号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所二号炉
五七資庁第一六二八七号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所三号炉